

就労選択支援(障害福祉サービス)について

【開始時期】 令和7年10月より開始

【就労選択支援の趣旨】

- ・ 障がい者本人が就労先、働き方について、よりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス

【対象者】

- ・ 就労継続支援B型を新たに利用する意向がある人
 - ① 現行の就労アセスメント対象者 ⇒ 令和7年10月から原則利用
 - ② 50歳に達している人または障害基礎年金1級受給者 ⇒ 希望に応じて利用
 - ③ 就労経験ありの人 ⇒ 希望に応じて利用
- ・ 就労継続支援A型を新たに利用する意向がある人 ⇒ 令和9年4月から原則利用
- ・ 就労移行支援の標準利用期間を超えて利用する人 ⇒ 令和9年4月から原則利用
- ・ 就労継続支援A型、B型を既に利用しており更新の意向がある人 ⇒ 希望に応じて利用

【実施主体】

- ・ 就労移行支援事業所、就労継続支援A型、就労継続支援B型であって、過去3年以内に3人以上の利用者が、新たに通常の事業所に雇用された、またはこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると市長が認める事業者

【就労選択支援の支給決定期間】

- ・ 原則1ヵ月（必要時は2ヵ月の支給決定）

【特別支援学校等の在学者に対する就労選択支援の実施について】

- ・ 高校3年生以外の各学年で利用が可能
- ・ 必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能
- ・ 従来の職場実習、施設実習を就労選択支援のアセスメント場面に活用することも可能

- ・ 生徒が就労選択支援事業所に通所する場合と、教育課程における職場実習の場面等に就労選択支援事業所が出向いて支援を行う場合がある。また特別支援学校等の生徒が就労選択支援事業所に通所する場合、長期休暇期間中のほか、授業中に通所する場合も想定される。

⇒就労選択支援を受ける為に登校できない日については、校長の判断により「選抜の為に学力検査の受検その他、教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として、出席停止、忌引き等の日数に計上することが可能